

# <マイカー共済> 次期制度・掛金改定(実施概要案)について ダイジェスト

2014年8月7日  
2014年度第3回共済推進本部代表者会議  
全労済自治労共済本部県支部事務局長会議  
(合同会議)

## 1. 基本的な考え方

### (1) 制度

- ①「実損害の補償」を基本とし、「補償のわかりやすさ」や「シンプルな補償」への見直しを行う。
- ②損保との制度しきみの差異の解消を目指す。(損保の標準的なしきみと差異があり、競合上必要である場合の整理を行う。)

### (2) 掛金

- ①「制度・掛金改定以降に発生する事故における損失を発生させない(予定した危険率・収支(損害率)に収まる)」ことを基本とする。
- ②リスクに応じた掛金負担のしきみを補強し、事故発生率の低い契約者層に過度に負担を求めないようにする。
- ③職域・地域掛金の2本立てを維持する。
- ④大手代理店系損保との掛金競争力を考慮する。

## 2. 掛金の算定

(1) 掛金の設定方針 …… 現在の収支見込みでは2017年度の「危険差益」(※1)は▲65.5億円、「純掛金剰余」(※2)は▲93.9億円。次期中期経営政策の最終年度の2017年度末までに「危険差損」の解消をめざす。

(※1) その年度の純掛金から共済金(未払分を含む)を控除した残額。(※2) 危険差益から、さらに生協法で定める異常危険準備金の積立を行った後の残額

現在の収支見込み	2012年度(実績)	2013年度(実績)	2014年度(見込)	2015年度(見込)	2016年度(見込)	2017年度(見込)
危険差益	▲80.0億円	▲37.4億円	▲46.0億円	▲52.5億円	▲59.4億円	▲65.5億円
純掛金剰余	▲103.6億円	▲63.8億円	▲74.0億円	▲80.7億円	▲87.7億円	▲93.9億円

### (2) 制度改定の影響(基準年度 2017年度)

項目	制度改定内容	危険差益の変動額
人身傷害補償	特別共済金および費用共済金の廃止、自動車事故傷害見舞金の整理	+14.8億円
自損事故傷害特約	費用共済金の廃止	+0.0億円
搭乗者傷害特約	特別共済金および費用共済金の廃止	+0.4億円
自転車賠償責任補償特約	最高限度額を5,000万円から1億円へ引き上げ	▲0.1億円
合計		+15.1億円

### (3) 消費税増税の影響

項目	内容	危険差益の変動額	費差益の変動額
消費税の増税	消費税5%から10%への引き上げ	▲23.9億円	▲4.3億円

※消費税8%とした場合は、危険差益の変動額▲14.3億円、費差益の変動額▲2.6億円。

### ※その他の施策による影響

「商品プラン等の見直し」による純掛金損害率の改善効果、損害調査業務改善対策、引受禁止等による危険差損増加の抑制効果、事業費削減政策については、効果の算定を省略。

### ※危険差益の変動額合計(基準年度 2017年度)

(1) 制度改定前	(2) 制度改定の影響	(3) 消費税の影響	(4) 掛金改定の影響	(1)~(4) 合計
▲65.5億円	+15.1億円	▲23.9億円	+109.4億円	+35.1億円

(2) から (4) の制度改定の影響を踏まえた収支見込み

### (4) 掛金改定の影響

① 危険差益等への影響(基準年度2017年度)

掛金改定にともなう差益への影響は、次のとおり。

項目	危険差益の変動額	費差益の変動額
掛金改定	+109.4億円	+19.3億円

② 平均掛金改定率

平均掛金改定率は16.0%。なお、等級進行等を反映した実質的な平均掛金改定率は、合計で15.1%。

補償種目	合計	職域	地域	
基本補償	14.1%	13.3%	15.0%	
車両損害補償	19.2%	21.5%	16.4%	
特約	マイバイク特約	37.1%	31.3%	42.0%
	弁護士特約	25.7%	25.9%	25.6%
	弁護士特約(賠償対応付)	23.0%	23.0%	23.0%
	自転車賠償特約	15.8%	15.7%	15.8%
	交通事故危険特約	▲11.7%	▲11.9%	▲11.6%
合計	16.0%	16.3%	15.6%	
事故無契約	11.9%	12.2%	11.6%	
事故有契約	46.6%	47.1%	46.1%	

改定後の収支見込み	2012年度(実績)	2013年度(実績)	2014年度(見込)	2015年度(見込)	2016年度(見込)	2017年度(見込)
危険差益	▲80.0億円	▲37.4億円	▲46.0億円	▲47.2億円	+6.4億円	+35.1億円
純掛金剰余	▲103.6億円	▲63.8億円	▲74.0億円	▲75.7億円	▲25.4億円	+1.5億円

## 3. 掛金率(割増・割引率)の改定

項目	改定内容
契約条件別の掛金率の見直し	掛金区分(基本補償の排気量別、車両損害補償の型式別9クラス)、共済金額、運転者年齢条件別、割引等の掛金率の見直し。
等級区分の見直しおよび事故有係数の導入	各等級区分の損害率の傾向を掛金に反映。下位等級と中位等級の掛金率の格差は拡大、上位等級と中位等級の掛金率の格差は縮小。事故有と事故無の契約者のリスク格差を反映し事故有無別に掛金率を設定。
主たる被共済者年齢区分の導入	主たる被共済者年齢間の損害率の格差を反映するため、主たる被共済者年齢区分を新たに設定。低年齢層および高年齢層が中間年齢層より高い掛金率となる。右の掛金例を参照。
運転者範囲の細分化	従前の運転者家族限定を見直し、割引率の高い運転者本人・配偶者限定(割引率7%)と、割引率の低い運転者家族限定(割引率3%)に細分化する。
車種区分のリスク格差を適正に反映	車種別の損害率の格差を反映した結果、軽四輪自動車の掛金単価が他車種より相対的に大きな引き上げとなる。損害保険会社との掛金差異が縮小。

■主たる被共済者年齢区分の掛金例 普通・小型乗用車(フィット) (子供特約付帯なし、20等級、事故無係数本則掛金)

運転者年齢条件	主たる被共済者年齢区分	職域	地域
35歳以上	30歳未満	50,570円	58,030円
	30歳以上 40歳未満	49,150円	56,400円
	40歳以上 50歳未満	48,330円	55,470円
	50歳以上 60歳未満	48,150円	55,260円
	60歳以上 70歳未満	48,600円	55,770円
	70歳以上	49,670円	56,980円

※運転者年齢条件の30歳以上補償は廃止。26歳以上補償と35歳以上補償に、主たる被共済者年齢区分が設定される。

#### 4. 制度改定項目

制度改定の**実施時期は、2016年2月1日**とする。改定後の掛金例については、別紙の掛金試算例を参照。

##### (1) 契約条件、取り扱いに関する項目

改定項目	改定内容
事故有係数	事故有係数のしくみを導入。2016年2月発効以降の共済契約において事故があった場合、2017年2月発効以降の共済契約に事故有係数が適用される。詳細は5. 参照。
運転者年齢条件特約、主たる被共済者年齢区分	運転者年齢条件および子供特約の30歳以上補償の廃止と、運転者年齢条件26歳以上補償、35歳以上補償に、主たる被共済者年齢区分を導入。
運転者家族限定特約	共済期間中に家族の範囲外になった運転者(被共済者)が事故を起こした場合は、追加共済掛金を支払うことを条件に補償することに変更する。
運転者本人・配偶者限定特約	運転者を本人とその配偶者に限定する特約(割引)を新設する。
車両入替	車両入替できる自動車の所有者を、主たる被共済者に加えて、その配偶者とそれぞれの同居の親族に拡大。
継続契約の引受条件	引受制限条件の「継続前の共済契約の共済責任期間内に3回以上の共済事故を起こした場合」を削除し、回数によらず解除できるよう整理。
追加共済掛金1,000円未満不徴収の廃止	契約変更にもなう追加共済掛金1,000円未満不徴収を廃止。

##### (2) 補償に関する項目

改定項目	改定内容
人身傷害補償	①家事代行費用共済金、家族駆けつけ費用共済金、後遺障害特別共済金を廃止。 ②自動車事故傷害見舞金の療養見舞金を、入院見舞金に変更し、3日以上入院に対して、一律10万円を支払う。 ③自動車事故傷害見舞金の手術見舞金、救急救命医療見舞金および介護費用見舞金を廃止。 ④損保水準を踏まえ、精神的損害や将来の介護料等を見直す。 ⑤補償範囲から「自動車に搭乗中の所有・使用・管理に起因する事故」を除く。
対人・対物賠償	「被共済自動車を、競技、曲技、試験に使用中または競技、曲技、試験に使用する場所で搭乗中の事故」を補償範囲から除く。
自損事故傷害特約	診断書料5,000円を廃止。
搭乗者傷害特約	①座席ベルト装着者特別共済金、エアバッグ装備車特別共済金を廃止。 ②診断書料5,000円を廃止。
車両損害補償	①自己負担額「20万円」を新設。 ②車両共済金額10万円の場合、車価表に記載がない時は補償を5万円とする場合があったが、全損の場合は10万円で補償する。

##### (3) その他の特約・割引に関する項目

改定項目	改定内容
交通事故危険補償特約	改札内の事故、道路通行中の事故、建物の火災による事故等の補償を廃止。
弁護士費用等補償特約(賠償対応補償付の特約を含む)	
自転車賠償責任補償特約	共済金額を5,000万円から1億円に引き上げ。
車両損害の無過失事故に関する特約	車両損害補償のノーカウント事故を廃止するとともに、一定条件の車対車の事故について、契約車両が無過失の場合は等級減算を行わない特約を新設。
ABS装着車割引	ABS割引を廃止。
ハイブリッド車割引	適用範囲に「燃料電池自動車」を追加。
沖縄県割引	割引率を42%から39%とする。
団体割引	現在のしくみを維持する。

#### 5. 事故有係数の導入と事故無係数の経過措置の取り扱いについて

前契約で「事故があった契約者」は「事故がなかった契約者」よりリスク実態が高いにもかかわらず、同一の掛金率(係数)としており、「事故があった契約者」が本来負担すべき掛金の一部を「事故がなかった契約者」が負担している構造にあるため、その不公平感をなくすこととする。

制度改定実施後、周知期間を経たのち、新係数(本則)を適用した場合、事故がなく翌年に等級が進行したにもかかわらず等級係数が上昇し、掛金が引き上がるケースがあることから、2年間の経過措置を設定する。



等級	現行の掛金率	周知期間掛金率	無事故の掛金率			事故有の掛金率
			経過措置1年目	経過措置2年目	本則	
7	16%	16%	20%	24%	26%	21%
8	27%	27%	27%	30%	32%	22%
9	38%	38%	38%	41%	43%	24%
10	40%	40%	41%	43%	45%	26%
11	45%	45%	50%	50%	50%	28%
12	50%	50%	51%	51%	51%	29%
13	52%	52%	52%	52%	52%	31%
14	55%	55%	53%	53%	53%	33%
15	58%	58%	55%	54%	54%	34%
16	60%	60%	58%	55%	55%	36%
17	62%	62%	60%	58%	57%	38%
18	62%	62%	62%	60%	58%	40%
19	62%	62%	62%	62%	60%	41%
20	64%	64%	64%	64%	64%	43%
21	64%	64%	64%	64%	64%	43%
22	64%	64%	64%	64%	64%	43%

＜参考＞各損害保険会社における改定率の経過(公表値)

	損保A	損保B	損保C	損保D	全労済
2008年	↑平均1.5% (↑3.5~6.5%)	↑平均3.0%弱 (↑5.0~8.0%)	↑平均1.0%強 (↑3.0~6.0%)	↑平均1.9% (↑3.9~6.9%)	(↑平均5.8%)
2009年	↑平均1.3% (↑3.3~6.3%)				
2010年	↑平均1.0% (↑3.0~6.0%)	↑平均1.0% (↑3.0~6.0%)	↑平均1.0% (↑3.0~6.0%)	↑平均1.4% (↑3.4~6.4%)	
2011年		↑平均1.5% (↑3.5~6.5%)	↑平均1.9% (↑3.9~6.9%)		
2012年	↑平均1.7% (↑3.7~6.7%)			↑平均1.8% (↑3.8~6.8%)	(↑平均6.5%)
2013年	↑平均1.9% (↑3.9~6.9%)	↑平均2.0% (↑4.0~7.0%)	↑平均1.7% (↑3.7~6.7%)	↑平均2.0% (↑4.0~7.0%)	
2014年(予定)	↑平均0.9% (↑2.9~5.9%)	↑平均2.5% (↑4.5~7.5%)	↑平均1.9% (↑3.9~6.9%)	↑平均2.5% (↑4.5~7.5%)	
累計	↑8.3% (↑20.3~38.3%)	↑10.0% (↑20.0~35.0%)	↑7.5% (↑17.5~32.5%)	↑9.6% (↑19.6~34.6%)	(↑12.3%)

※ ()内は等級進行を見込まない場合の推定値。累計は各実施時期の改定率を単純に加えた値。